

改正後	改正前
<p>日本農林規格等に関する法律施行規則第 46 条第 2 項の農林水産大臣が定める農林物資についての取扱業者の認証の技術的基準等</p> <p>1 適用範囲 この基準は、日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号。以下“施行規則”という。）第 46 条第 2 項の農林水産大臣が定める農林物資（以下“対象農林物資”という。）についての取扱業者（外国取扱業者を含む。以下同じ。）の認証の技術的基準、対象農林物資についての登録認証機関又は登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準、対象農林物資についての農林水産大臣が定める登録認証機関又は登録外国認証機関の認証等の報告及び対象農林物資についての外国取扱業者の公示を規定する。</p> <p>2 対象農林物資についての取扱業者の認証の技術的基準</p> <p>2.1 格付のための施設 検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設でなければならない。</p> <p>2.2 格付の実施方法</p> <p>a) 格付及び格付後の荷口の出荷又は処分に関する記録を作成し保存するための帳簿を備えて <u>いなければならない。</u></p> <p>b) 対象農林物資の検査を適正に行い得る機械器具及び人員を備える者（役員、<u>構成員</u>又は職員の構成が検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）と委託契約を締結し、<u>格付</u>のための検査を行わせ、<u>かつ、当該検査の結果に基づき格付を行わなければならない。</u></p> <p>2.3 格付を担当する者の能力及び人数 格付担当者として、<u>a)</u>及び<u>b)</u>のいずれにも該当する者が<u>1人以上置かれていなければならない。</u></p> <p>a) 対象農林物資の選別業務に<u>6</u>月以上従事した経験を有すること。</p> <p>b) 登録認証機関又は登録外国認証機関の指定する講習会において、<u>格付</u>を行おうとする対象農林物資の格付に関する講習を受講していること。</p> <p>3 対象農林物資についての登録認証機関又は登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準</p> <p>3.1 登録認証機関又は登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準 対象農林物資についての登録認証機関又は登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準は、<u>施行規則</u>第 46 条第 1 項第 1 号ハ及びホ、<u>第 2 号</u>ト及び第 3 号へからちまでの規定によるほか、<u>3.2 から 3.5</u>に定めるところによる。ただし、登録外国認証機関にあっては、<u>3.2</u>の規定のうち、“登録認証機関”を“登録外国認証機関”と読み替えるものとする。</p>	<p>日本農林規格等に関する法律施行規則第 46 条第 2 項の農林水産大臣が定める農林物資についての取扱業者の認証の技術的基準等</p> <p>（新設）</p> <p>一 対象農林物資についての取扱業者の認証の技術的基準</p> <p>1 格付のための施設 検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設で <u>あること。</u></p> <p>2 格付の実施方法</p> <p>(1) 格付及び格付後の荷口の出荷又は処分に関する記録を作成し保存するための帳簿を備えて <u>いること。</u></p> <p>(2) <u>日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号。以下「施行規則」という。）第 46 条第 2 項の農林水産大臣が定める農林物資（以下「対象農林物資」という。）の検査を適正に行い得る機械器具及び人員を備える者（役員、<u>構成員</u>又は職員の構成が検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）と委託契約を締結し、<u>格付</u>のための検査を行わせ、<u>かつ、当該検査の結果に基づき格付を行うこと。</u></u></p> <p>3 格付を担当する者の資格及び人数 格付担当者として、<u>(1)</u>及び<u>(2)</u>のいずれにも該当する者が<u>1人以上置かれていること。</u></p> <p>(1) 対象農林物資の選別業務に<u>6</u>月以上従事した経験を有すること。</p> <p>(2) 登録認証機関又は登録外国認証機関の指定する講習会において、<u>格付</u>を行おうとする対象農林物資の格付に関する講習を受講していること。</p> <p>二 対象農林物資についての登録認証機関又は登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準</p> <p>1 登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準 対象農林物資についての登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準は、<u>施行規則</u>第 46 条第 1 項第 1 号ハ及びホ、<u>第 2 号</u>ト及び第 3 号へからちまでの規定によるほか、<u>次</u>に定めるところによる。</p>

3.2 対象農林物資についての取扱業者又は外国取扱業者の認証の実施方法に関する基準

3.2.1 認証をしようとするときは、当該認証の申請に係る工場又は事業所における施行規則第29条に掲げる事項（以下「認証事項」という。）が箇条2の基準に適合することを書類審査及び実地の調査を行い、その結果を検証することにより確認しなければならない。

3.2.2 申請者が登録認証機関から認証を受けて格付を行おうとするすべての対象農林物資が当該対象農林物資に係る日本農林規格に適合することを当該日本農林規格に定める測定方法を用いて確認しなければならない。

3.2.3 認証をするときは、以下の事項を含む適正な条件を付さなければならない。

- a) 登録認証機関からこの告示に定める基準により認証を受けた取扱業者又は外国取扱業者（以下「認証事業者」という。）は、格付を行おうとするすべての対象農林物資が当該対象農林物資に係る日本農林規格に適合することについての登録認証機関による当該日本農林規格に定める測定方法を用いた確認を受け、当該確認の結果、適合すると確認されたものについてのみ、格付を行うことができること。
- b) 認証事業者は、認証事項が箇条2の基準に適合するように維持すること。
- c) 認証事業者は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第37条の規定を遵守すること。
- d) 認証事業者は、法第39条の規定による農林水産大臣の命令に違反し、又は第65条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第66条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならないこと。ただし、登録外国認証機関から認証を受けた認証事業者にあつては、法第39条第4項において準用する法第39条第1項の規定による請求を拒んではならないこと。
- e) 認証事業者は、氏名若しくは名称、住所若しくは認証事項を変更しようとするとき又は格付に関する業務を廃止しようとするときは、あらかじめ登録認証機関にその旨を通知すること。
- f) 認証事業者は、他人に認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、その認証に係る対象農林物資以外の農林物資について登録認証機関の認証を受けていると誤認させ、又は登録認証機関の認証の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。
- g) 認証事業者は、他人に認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、その認証に係る対象農林物資が当該対象農林物資に係る日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならないこと。
- h) 認証事業者は、登録認証機関が認証事業者に対し、f)又はg)の条件に違反すると認めて、情報の提供の方法を改善し、又は情報の提供をやめるべき旨の請求をしたときは、これに応じること。
- i) f)及びg)に定めるもののほか、認証事業者は、他人にその認証又は格付若しくは格付の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、その認証に係る対象農林物資以外の農林物資について登録認証機関の認証を受けていると誤認させ、又は登録認証機関の認証の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないよう努めること。
- j) 認証事業者は、格付を行うときに登録認証機関が行うa)の確認のための調査及び登録認証機関が

(1) 対象農林物資についての取扱業者又は外国取扱業者の認証の実施方法に関する基準

① 認証をしようとするときは、当該認証の申請に係る工場又は事業所における施行規則第29条に掲げる事項（以下「認証事項」という。）が一の基準に適合することを書類審査及び実地の調査を行い、その結果を検証することにより確認すること。

② 申請者が登録認証機関から認証を受けて格付を行おうとするすべての対象農林物資が当該対象農林物資に係る日本農林規格に適合することを当該日本農林規格に定める測定方法を用いて確認すること。

③ 認証をするときは、以下の事項を含む適正な条件を付すること。

- イ 登録認証機関からこの告示に定める基準により認証を受けた取扱業者又は外国取扱業者（以下「認証事業者」という。）は、格付を行おうとするすべての対象農林物資が当該対象農林物資に係る日本農林規格に適合することについての登録認証機関による当該日本農林規格に定める測定方法を用いた確認を受け、当該確認の結果、適合すると確認されたものについてのみ、格付を行うことができること。
- ロ 認証事業者は、認証事項が一の基準に適合するように維持すること。
- ハ 認証事業者は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第37条の規定を遵守すること。
- ニ 認証事業者は、法第39条の規定による農林水産大臣の命令に違反し、又は第65条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第66条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならないこと。
- ホ 認証事業者は、氏名若しくは名称、住所若しくは認証事項を変更しようとするとき又は格付に関する業務を廃止しようとするときは、あらかじめ登録認証機関にその旨を通知すること。
- ヘ 認証事業者は、他人に認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、その認証に係る対象農林物資以外の農林物資について登録認証機関の認証を受けていると誤認させ、又は登録認証機関の認証の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。
- ト 認証事業者は、他人に認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、その認証に係る対象農林物資が当該対象農林物資に係る日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならないこと。
- チ 認証事業者は、登録認証機関が認証事業者に対し、ヘ又はトの条件に違反すると認めて、情報の提供の方法を改善し、又は情報の提供をやめるべき旨の請求をしたときは、これに応じること。
- リ ヘ及びトに定めるもののほか、認証事業者は、他人にその認証又は格付若しくは格付の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、その認証に係る対象農林物資以外の農林物資について登録認証機関の認証を受けていると誤認させ、又は登録認証機関の認証の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないよう努めること。
- ヌ 認証事業者は、格付を行うときに登録認証機関が行うイの確認のための調査及び登録認証機関が定期的に、又は必要に応じて行うロの条件が遵守されているかどうかを確認する

定期的に、又は必要に応じて行う **b)** の条件が遵守されているかどうかを確認するための調査に協力すること。

- k)** 毎年 6 月末日までに、その前年度の格付実績を登録認証機関に報告すること。
- l)** 登録認証機関は、認証事業者が a) から k) までに掲げる条件を遵守しているかどうかを確認するため必要があるときは、認証事業者に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又は認証に係る工場、事務所、事業所、倉庫その他の場所に立ち入り、格付若しくは格付の表示、対象農林物資に係る広告若しくは表示、対象農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査することができること。
- m)** 登録認証機関は、認証事業者が a) から k) までに掲げる条件に違反し、又は l) の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは l) の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その認証を取り消し、又は当該認証事業者に対し、格付に関する業務及び格付の表示の付してある対象農林物資の出荷を停止し、又は登録認証機関が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消をすることを請求することができること。
- n)** 登録認証機関は、認証事業者が m) の規定による請求に応じないときは、その認証を取り消すこと。
- o)** 登録認証機関は、認証事業者の氏名又は名称及び住所、対象農林物資についての認証である旨及び対象農林物資の種類、認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地並びに認証の年月日、m) の規定による請求をしたとき又はその認証を取り消したときは当該請求又は取消しの年月日及び当該請求又は取消しをした理由並びに格付に関する業務を廃止したときは当該廃止の年月日を公表すること。
- p)** 認証事業者は、その認証を取り消されたときは、当該認証にかかる格付の付してある農林物資の出荷を停止すること及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消をすること。
- q)** 登録認証機関は、認証事業者が、その認証を取り消された日から相当の期間が経過した後も、当該認証に係る格付の表示の付してある農林物資の出荷の停止及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消を行わない場合は、その旨を公表すること。

3.3 認証事項の確認に関する基準

- a)** 認証事業者が格付を行おうとするときは、認証事項が 簡条 2 の基準に適合することを確認すること。
- b)** 認証事業者から認証事項を変更しようとする旨の通知を受けたときは、遅滞なく、当該変更後の認証事項が 簡条 2 の基準に適合することを確認すること。
- c)** **b)** の場合のほか、認証事業者が認証事項を変更したことを知ったときは、遅滞なく、当該変更後の認証事項が 簡条 2 の基準に適合することを確認すること。
- d)** 認証事業者の認証をした日又は認証事業者に係る認証事項が **簡条 2** の基準に適合していることを確認した日 (**b)**、**c)** 又は **e)** の確認をした日を除く。) から一年以内に当該認証事業者に係る認証事項が **簡条 2** の基準に適合することを確認すること。
- e)** **d)** に定める確認は、認証事業者に事前に通知して行うほか、当該登録認証機関の認証に係る認証事業者の全部又は一部に対し、事前に通知することなく行うものとする。
- f)** **a)** から **c)** までに定めるもののほか、認証事業者に係る認証事項が 簡条 2 の基準に適合しないおそ

ための調査に協力すること。

- ル** 毎年 6 月末日までに、その前年度の格付実績を登録認証機関に報告すること。
- ヲ** 登録認証機関は、認証事業者がイからルまでに掲げる条件を遵守しているかどうかを確認するため必要があるときは、認証事業者に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又は認証に係る工場、事務所、事業所、倉庫その他の場所に立ち入り、格付若しくは格付の表示、対象農林物資に係る広告若しくは表示、対象農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査することができること。
- ワ** 登録認証機関は、認証事業者がイからルまでに掲げる条件に違反し、又はヲの報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくはヲの検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その認証を取り消し、又は当該認証事業者に対し、格付に関する業務及び格付の表示の付してある対象農林物資の出荷を停止し、又は登録認証機関が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消をすることを請求することができること。
- カ** 登録認証機関は、認証事業者がワの規定による請求に応じないときは、その認証を取り消すこと。
- ク** 登録認証機関は、認証事業者の氏名又は名称及び住所、対象農林物資についての認証である旨及び対象農林物資の種類、認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地並びに認証の年月日、ワの規定による請求をしたとき又はその認証を取り消したときは当該請求又は取消しの年月日及び当該請求又は取消しをした理由並びに格付に関する業務を廃止したときは当該廃止の年月日を公表すること。
- タ** 認証事業者は、その認証を取り消されたときは、当該認証にかかる格付の付してある農林物資の出荷を停止すること及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消をすること。
- レ** 登録認証機関は、認証事業者が、その認証を取り消された日から相当の期間が経過した後も、当該認証に係る格付の表示の付してある農林物資の出荷の停止及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消を行わない場合は、その旨を公表すること。

(2) 認証事項の確認に関する基準

- ① 認証事業者が格付を行おうとするときは、認証事項が一の基準に適合することを確認すること。
- ② 認証事業者から認証事項を変更しようとする旨の通知を受けたときは、遅滞なく、当該変更後の認証事項が一の基準に適合することを確認すること。
- ③ ②の場合のほか、認証事業者が認証事項を変更したことを知ったときは、遅滞なく、当該変更後の認証事項が一の基準に適合することを確認すること。
- ④ 認証事業者の認証をした日又は認証事業者に係る認証事項が一の基準に適合していることを確認した日 (②、③又は⑤の確認をした日を除く。) から一年以内に当該認証事業者に係る認証事項が一の基準に適合することを確認すること。
- ⑤ ④に定める確認は、認証事業者に事前に通知して行うほか、当該登録認証機関の認証に係る認証事業者の全部又は一部に対し、事前に通知することなく行うものとする。
- ⑥ ①から⑤までに定めるもののほか、認証事業者に係る認証事項が一の基準に適合しないおそ

れのある事実を把握したときは、遅滞なく、当該認証事業者に係る認証事項が簡条2の基準に適合することを確認すること。

- g) a)からf)までの確認は、3.2.1及び3.2.2の基準に適合する方法により行うこと。ただし、b)、c)又はd)の確認においては、3.2.1の書類審査の結果、当該認証事業者に係る認証事項が簡条2の基準に適合すると認めるときは、3.2.1の実地の調査及び3.2.2の確認を省略することができること。

3.4 認証事業者の認証の取消しその他の措置の実施方法に関する基準

- a) 認証事業者に係る認証事項が簡条2の基準に適合しなくなったとき(c)の1)に該当するときを除く。)又は適合しなくなるおそれが大きいと認めるときは、当該認証事業者に対し、簡条2の基準に適合するため必要な措置をとるべきことを請求すること。
- b) 認証事業者が法第37条の規定に違反したとき(c)の2)に該当するときを除く。)は、当該認証事業者に対し、格付に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止すること、当該格付の表示を除去又は抹消すること並びに格付に関する業務の改善に関し必要な措置をとるべきことを請求すること。
- c) 認証事業者が3.2.3 f)又はg)の条件に違反したときは、当該認証事業者に対し、情報の提供の方法を改善し、又は情報の提供をやめるべきことを請求すること。
- d) 認証事業者に対してa)又はc)の規定による請求をする場合において、当該認証事業者が当該請求に係る措置を速やかに講ずることが見込まれないときは、当該認証事業者に対し、当該認証事業者が当該請求に係る措置を講ずるまでの間、格付に関する業務(当該請求に係るものに限る。)及び格付の表示の付してある対象農林物資(当該請求に係るものに限る。)の出荷を停止することを請求すること。
- e) 認証事業者が次のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すこと。
- 1) 認証事業者に係る認証事項が簡条2の基準に適合しなくなった場合であって、簡条2の基準に適合するものとなることが見込まれないとき。
 - 2) 認証事業者が法第37条の規定に違反した場合(軽微な違反である場合を除く。)であって、当該違反行為が当該認証事業者の故意又は重大な過失によるとき。
 - 3) 認証事業者がa)又はc)の規定による請求に係る措置を講ずるまでに要する期間が一年を超えると見込まれるとき。
 - 4) 認証事業者が正当な理由がなくてb)又はd)の規定による請求に応じないとき。
 - 5) 認証事業者が正当な理由がなくて3.2.3 l)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は3.2.3 l)の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき又は3.3 a)からe)までの確認のための書類審査若しくは実地の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 - 6) 農林水産大臣が登録認証機関に対し、当該登録認証機関が認証した認証事業者が正当な理由がなくて、法第39条第1項の規定による命令に違反し、又は法第65条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第66条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したこと、又は登録外国認証機関にあっては、法第39条第4項において準用する法第39条第1項の規定による請求に応じなかったことを理由として当該認証事業者の認証を取り消すことを求めたとき。

3.5 認証事業者の認証等に係る公表に関する基準

- 3.5.1 認証事業者の認証をしたときは、遅滞なく、次の事項(これらの事項に変更があったときは、

それのある事実を把握したときは、遅滞なく、当該認証事業者に係る認証事項が一の基準に適合することを確認すること。

- ⑦ ①から⑥までの確認は、(1)の①及び②の基準に適合する方法により行うこと。ただし、②、③又は④の確認においては、(1)の①の書類審査の結果、当該認証事業者に係る認証事項が一の基準に適合すると認めるときは、(1)の①の実地の調査及び(1)の②の確認を省略することができること。

(3) 認証事業者の認証の取消しその他の措置の実施方法に関する基準

- ① 認証事業者に係る認証事項が一の基準に適合しなくなったとき(⑥のイ)に該当するときを除く。)又は適合しなくなるおそれが大きいと認めるときは、当該認証事業者に対し、一の基準に適合するため必要な措置をとるべきことを請求すること。
- ② 認証事業者が法第37条の規定に違反したとき(⑤のロ)に該当するときを除く。)は、当該認証事業者に対し、格付に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止すること、当該格付の表示を除去又は抹消すること並びに格付に関する業務の改善に関し必要な措置をとるべきことを請求すること。
- ③ 認証事業者が(1)の③のへ又は上の条件に違反したときは、当該認証事業者に対し、情報の提供の方法を改善し、又は情報の提供をやめるべきことを請求すること。
- ④ 認証事業者に対して①又は③の規定による請求をする場合において、当該認証事業者が当該請求に係る措置を速やかに講ずることが見込まれないときは、当該認証事業者に対し、当該認証事業者が当該請求に係る措置を講ずるまでの間、格付に関する業務(当該請求に係るものに限る。)及び格付の表示の付してある対象農林物資(当該請求に係るものに限る。)の出荷を停止することを請求すること。
- ⑤ 認証事業者が次のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すこと。
- イ 認証事業者に係る認証事項が一の基準に適合しなくなった場合であって、一の基準に適合するものとなることが見込まれないとき。
 - ロ 認証事業者が法第37条の規定に違反した場合(軽微な違反である場合を除く。)であって、当該違反行為が当該認証事業者の故意又は重大な過失によるとき。
 - ハ 認証事業者が①又は③の規定による請求に係る措置を講ずるまでに要する期間が一年を超えると見込まれるとき。
 - ニ 認証事業者が正当な理由がなくて②又は④の規定による請求に応じないとき。
 - ホ 認証事業者が正当な理由がなくて(1)の③のヲの報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は(1)の③のヲの検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき又は(2)の①から⑤までの確認のための書類審査若しくは実地の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 - ヘ 農林水産大臣が登録認証機関に対し、当該登録認証機関が認証した認証事業者が正当な理由がなくて、法第39条第1項の規定による命令に違反し、又は法第65条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第66条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したことを理由として当該認証事業者の認証を取り消すことを求めたとき。

(4) 認証事業者の認証等に係る公表に関する基準

- ① 認証事業者の認証をしたときは、遅滞なく、次の事項(これらの事項に変更があったときは、変更後のものを)を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その

変更後)のものを事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項(これらの事項に変更があったときは、変更後のもの)の提供をすること。

- a) 認証を受けた者の氏名又は名称及び住所
- b) 対象農林物資についての認証である旨及び対象農林物資の種類
- c) 認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- d) 認証の年月日

3.5.2 認証事業者に対し、**3.4 b)**又は**d)**の規定による請求をしたときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。

- a) 請求に係る認証事業者の氏名又は名称及び住所
- b) 対象農林物資についての請求である旨、格付に関する業務及び格付の表示の付してある対象農林物資について出荷を停止すること、登録認証機関が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消を請求している旨並びに対象農林物資の種類
- c) 請求に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- d) 請求の年月日
- e) 請求の理由

3.5.3 認証事業者が格付に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。

- a) 廃止に係る認証事業者の氏名又は名称及び住所
- b) 対象農林物資についての廃止である旨及び対象農林物資の種類
- c) 廃止に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- d) 廃止の年月日

3.5.4 認証の取消しをしたときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。

- a) 取消しに係る認証事業者の氏名又は名称及び住所
- b) 対象農林物資についての取消しである旨及び対象農林物資の種類
- c) 取り消した認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- d) 取消しの年月日
- e) 取消しの理由

3.5.5 取消しに係る認証事業者が、認証を取り消された日から相当の期間が経過した後も、当該認証に係る格付の表示の付してある対象農林物資の出荷の停止及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消を行わないときは、その旨を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により提供をすること。

3.5.6 **3.5.1**から**3.5.5**までに掲げる事項の閲覧及び提供は、次に掲げる区分に応じ、次に定める期間行うこと。

- a) **3.5.1**に掲げる事項の閲覧及び提供 認証をした日から当該認証に係る認証事業者が格付に関する業務を廃止する日又は当該認証に係る認証事業者の認証の取消しをする日までの間
- b) **3.5.2**に掲げる事項の閲覧及び提供 **3.4 b)**又は**d)**に規定する格付に関する業務及び格付の表示の付

他適切な方法によりこれらの事項(これらの事項に変更があったときは、変更後のもの)の提供をすること。

- イ 認証を受けた者の氏名又は名称及び住所
- ロ 対象農林物資についての認証である旨及び対象農林物資の種類
- ハ 認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- ニ 認証の年月日

② 認証事業者に対し、(3)の②又は④の規定による請求をしたときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。

- イ 請求に係る認証事業者の氏名又は名称及び住所
- ロ 対象農林物資についての請求である旨、格付に関する業務及び格付の表示の付してある対象農林物資について出荷を停止すること、登録認証機関が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消を請求している旨並びに対象農林物資の種類
- ハ 請求に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- ニ 請求の年月日
- ホ 請求の理由

③ 認証事業者が格付に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。

- イ 廃止に係る認証事業者の氏名又は名称及び住所
- ロ 対象農林物資についての廃止である旨及び対象農林物資の種類
- ハ 廃止に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- ニ 廃止の年月日

④ 認証の取消しをしたときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。

- イ 取消しに係る認証事業者の氏名又は名称及び住所
- ロ 対象農林物資についての取消しである旨及び対象農林物資の種類
- ハ 取り消した認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- ニ 取消しの年月日
- ホ 取消しの理由

⑤ 取消しに係る認証事業者が、認証を取り消された日から相当の期間が経過した後も、当該認証に係る格付の表示の付してある対象農林物資の出荷の停止及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消を行わないときは、その旨を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により提供をすること。

⑥ ①から⑤までに掲げる事項の閲覧及び提供は、次に掲げる区分に応じ、次に定める期間行うこと。

- イ ①に掲げる事項の閲覧及び提供 認証をした日から当該認証に係る認証事業者が格付に関する業務を廃止する日又は当該認証に係る認証事業者の認証の取消しをする日までの間
- ロ ②に掲げる事項の閲覧及び提供 (3)の②又は④に規定する格付に関する業務及び格付の

してある対象農林物資の出荷の停止の期間又は登録認証機関が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消の請求をした日から当該除去若しくは抹消を終了した日までの間

- c) 3.5.3又は3.5.4に掲げる事項の閲覧及び提供 認証事業者が格付に関する業務を廃止する日又は認証の取消しをする日から一年を経過する日までの間
- d) 3.5.5に規定する事項の閲覧及び提供 当該事項の閲覧及び提供の開始の日から一年を経過する日までの間

3.6 登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準

3.1の規定は、登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準について準用する。この場合において、3.2.1中「取扱業者又は外国取扱業者」とあるのは「外国取扱業者」と、3.2.3 d)中「第39条第1項」とあるのは「第39条第4項において準用する法第39条第1項の規定」と、「命令に違反し、又は法第65条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第66条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避して」とあるのは「請求を拒んで」と、3.4 e)の6)中「法第39条第1項の規定による命令に違反し、又は法第65条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第66条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した」とあるのは「法第39条第4項において準用する法第39条第1項の規定による請求に応じなかった」と読み替えるものとする。

4 対象農林物資についての農林水産大臣が定める登録認証機関又は登録外国認証機関の認証等の報告

4.1 対象農林物資についての農林水産大臣が定める登録認証機関又は登録外国認証機関の認証等の報告は4.2に定めるところによる。ただし、登録外国認証機関にあっては、4.2の規定のうち、「登録認証機関」を「登録外国認証機関」と読み替えるものとする。

4.2 登録認証機関の認証等の報告

4.2.1 登録認証機関は、3.2の認証をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第一号による報告書を独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。その報告をした事項に変更があったときも、同様とする。

- a) 当該認証に係る者の氏名又は名称及び住所
- b) 当該認証に係る者の認証品質取扱業者又は認証品質外国取扱業者の別
- c) 対象農林物資についての認証である旨及び対象農林物資の種類
- d) 当該認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- e) 当該認証の年月日

4.2.2 登録認証機関は、3.4 b)又はd)の規定による請求をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第二号による報告書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

- a) 当該請求に係る者の氏名又は名称及び住所
- b) 対象農林物資についての請求である旨及び対象農林物資の種類
- c) 当該請求に係る工場又は事業所の名称及び所在地

表示の付してある対象農林物資の出荷の停止の期間又は登録認証機関が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消の請求をした日から当該除去若しくは抹消を完了した日までの間

- ハ ③又は④に掲げる事項の閲覧及び提供 認証事業者が格付に関する業務を廃止する日又は認証の取消しをする日から一年を経過する日までの間
- ニ ⑤に規定する事項の閲覧及び提供 当該事項の閲覧及び提供の開始の日から一年を経過する日までの間

2 登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準

1の規定は、登録外国認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準について準用する。この場合において、1の(1)中「取扱業者又は外国取扱業者」とあるのは「外国取扱業者」と、1の(1)の③のニ中「第39条第1項」とあるのは「第39条第4項において準用する法第39条第1項の規定」と、「命令に違反し、又は法第65条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第66条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避して」とあるのは「請求を拒んで」と、1の(3)の⑤のハ中「法第39条第1項の規定による命令に違反し、又は法第65条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは法第66条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した」とあるのは「法第39条第4項において準用する法第39条第1項の規定による請求に応じなかった」と読み替えるものとする。

三 対象農林物資についての農林水産大臣が定める登録認証機関又は登録外国認証機関の認証等の報告 (新設)

1 登録認証機関の認証等の報告

(1) 登録認証機関は、二の1の(1)の認証をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第一号による報告書を独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。その報告をした事項に変更があったときも、同様とする。

- ① 当該認証に係る者の氏名又は名称及び住所
- ② 当該認証に係る者の認証品質取扱業者又は認証品質外国取扱業者の別
- ③ 対象農林物資についての認証である旨及び対象農林物資の種類
- ④ 当該認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- ⑤ 当該認証の年月日

(2) 登録認証機関は、二の1の(3)の②又は④の規定による請求をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第二号による報告書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

- ① 当該請求に係る者の氏名又は名称及び住所
- ② 対象農林物資についての請求である旨及び対象農林物資の種類
- ③ 当該請求に係る工場又は事業所の名称及び所在地

d) 当該請求の年月日

e) 当該請求の理由

4.2.3 登録認証機関は、認証事業者が格付に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第三号による報告書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

a) 当該廃止に係る者の氏名又は名称及び住所

b) 対象農林物資についての廃止である旨及び対象農林物資の種類

c) 当該廃止に係る工場又は事業所の名称及び所在地

d) 当該廃止の年月日

4.2.4 登録認証機関は、認証事業者の認証を取り消したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第四号による報告書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

a) 当該取消しに係る者の氏名又は名称及び住所

b) 対象農林物資についての取消しである旨及び対象農林物資の種類

c) 当該取り消した認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地

d) 当該取消しの年月日

e) 当該取消しの理由

4.2.5 登録認証機関は、法第69条第1項第1号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に提出しなければならない。

4.3 登録外国認証機関の認証等の報告

4.2の規定は、登録外国認証機関の認証等の報告について準用する。この場合において、**4.2.2**中“**3.1**”とあるのは“**3.6**において準用する**3.1**”と読み替えるものとする。

5 対象農林物資についての外国取扱業者の公示

農林水産大臣は、簡条4による報告を受けたときは、当該報告に係る外国取扱業者に係る事項を公示しなければならない

④ 当該請求の年月日

⑤ 当該請求の理由

(3) 登録認証機関は、認証事業者が格付に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第三号による報告書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

① 当該廃止に係る者の氏名又は名称及び住所

② 対象農林物資についての廃止である旨及び対象農林物資の種類

③ 当該廃止に係る工場又は事業所の名称及び所在地

④ 当該廃止の年月日

(4) 登録認証機関は、認証事業者の認証を取り消したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第四号による報告書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

① 当該取消しに係る者の氏名又は名称及び住所

② 対象農林物資についての取消しである旨及び対象農林物資の種類

③ 当該取り消した認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地

④ 当該取消しの年月日

⑤ 当該取消しの理由

(5) 登録認証機関は、法第69条第1項第1号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 登録外国認証機関の認証等の報告

1の規定は、登録外国認証機関の認証等の報告について準用する。この場合において、**1**の(2)中“**二の1**”とあるのは“**二の2**において準用する**二の1**”と読み替えるものとする。

四 対象農林物資についての外国取扱業者の公示

農林水産大臣は、三による報告を受けたときは、当該報告に係る外国取扱業者に係る事項を公示しなければならない。

様式第一号

年月日

農林水産大臣 殿

登録認証機関（登録外国認証機関）名

住 所

代表者氏名

認証（変更）報告書

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第47条第6項（第66条において準用する同規則第47条第6項）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 当該認証に係る者の氏名又は名称及び住所
- 2 当該認証に係る者の取扱業者又は外国取扱業者の別
- 3 施行規則第46条第2項に規定する農林物資についての認証である旨及び当該農林物資の種類
- 4 当該認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 5 当該認証の年月日

備考 変更の報告にあつては、当該変更に係る事項のみを記載すること。

様式第二号

年月日

農林水産大臣 殿

登録認証機関（登録外国認証機関）名

住 所

代表者氏名

業務停止請求報告書

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第47条第6項（第66条において準用する同規則第47条第6項）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 当該請求に係る者の氏名又は名称及び住所
- 2 施行規則第46条第2項に規定する農林物資についての請求である旨及び当該農林物資の種類
- 3 当該請求に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 4 当該請求の年月日
- 5 当該請求の理由

様式第三号

年月日

農林水産大臣 殿

登録認証機関（登録外国認証機関）名

住 所

代表者氏名

認証事業者の業務廃止報告書

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第47条第6項（第66条において準用する同規則第47条第6項）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

様式第一号

年 ____月 ____日

農林水産大臣 殿

登録認証機関〔登録外国認証機関〕名

住 所

代表者氏名

認証<変更>報告書

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第47条第6項〔第66条において準用する同規則第47条第6項〕の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 当該認証に係る者の氏名又は名称及び住所
- 2 当該認証に係る者の取扱業者又は外国取扱業者の別
- 3 施行規則第46条第2項に規定する農林物資についての認証である旨及び当該農林物資の種類
- 4 当該認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 5 当該認証の年月日

備考 変更の報告にあつては、当該変更に係る事項のみを記載すること。

様式第二号

年 ____月 ____日

農林水産大臣 殿

登録認証機関〔登録外国認証機関〕名

住 所

代表者氏名

業務停止請求報告書

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第47条第6項〔第66条において準用する同規則第47条第6項〕の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 当該請求に係る者の氏名又は名称及び住所
- 2 施行規則第46条第2項に規定する農林物資についての請求である旨及び当該農林物資の種類
- 3 当該請求に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 4 当該請求の年月日
- 5 当該請求の理由

様式第三号

年 ____月 ____日

農林水産大臣 殿

登録認証機関〔登録外国認証機関〕名

住 所

代表者氏名

認証事業者の業務廃止報告書

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第47条第6項〔第66条において準用する同規則第47条第6項〕の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 当該廃止に係る者の氏名又は名称及び住所
- 2 施行規則第 46 条第 2 項に規定する農林物資についての廃止である旨及び当該農林物資の種類
- 3 当該廃止に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 4 当該廃止の年月日

様式第四号

年月日

農林水産大臣 殿

登録認証機関 (登録外国認証機関) 名

住 所

代 表 者 氏 名

認証取消報告書

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号）第 47 条第 6 項（第 66 条において準用する同規則第 47 条第 6 項）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 当該取消しに係る者の氏名又は名称及び住所
- 2 施行規則第 46 条第 2 項に規定する農林物資についての取消しである旨及び当該農林物資の種類
- 3 当該取り消した認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 4 当該取消しの年月日
- 5 当該取消しの理由

- 1 当該廃止に係る者の氏名又は名称及び住所
- 2 施行規則第 46 条第 2 項に規定する農林物資についての廃止である旨及び当該農林物資の種類
- 3 当該廃止に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 4 当該廃止の年月日

様式第四号

年 ____ 月 ____ 日

農林水産大臣 殿

登録認証機関 [登録外国認証機関] 名

住 所

代 表 者 氏 名

認証取消報告書

日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号）第 47 条第 6 項 [第 66 条において準用する同規則第 47 条第 6 項] の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 当該取消しに係る者の氏名又は名称及び住所
- 2 施行規則第 46 条第 2 項に規定する農林物資についての取消しである旨及び当該農林物資の種類
- 3 当該取り消した認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 4 当該取消しの年月日
- 5 当該取消しの理由